

成穎中学校 いじめ防止対策基本方針

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、生徒の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるとの認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために基本的な方針を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの防止は、すべての生徒が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域社会、県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの防止のための指導体制・組織

(1) いじめ対策委員会の設置と役割

- いじめの防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、「いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を置く。

いじめ防止についての対策委員会の役割は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。

- 事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた拡大対策委員会を開催する。

(2) 未然防止の対応、及びいじめの認知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。

いじめ認知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、学校の危機管理マニュアルにそって対策委員会を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

生徒が、周囲の友人や教職員との信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取り組みを行う。

(2) 生徒の自主的な取組への支援

生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう生徒会活動などの特別活動を充実させる。

(3) 講演会の実施

講演会を毎年開催して、多種多様な体験談や考え方を知ること、生徒自身が自分自身を振り返り、身近な保護者や友人への感謝の気持ちや、より良い関係を築くために大切なことなどを考える機会とする。

(4) インターネットを通じて行われるいじめの防止の取組

実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネット等の電子情報機器を通じて行われるいじめの防止を図る。

(5) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便り「せいえい」や育友会等を通じて、いじめが生徒の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめ問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な認知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、生徒・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 担任による面談

年に3回、各学期の始めに教育相談（個人面談）を行い、学校での生活状況や進路等について話し合う。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し、三者面談や家庭訪問を行うなど適切に対応する。

② スクールカウンセラーによる面談

生徒・保護者への案内文書及び学校便り「せいえい」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を周知する。

(2) いじめに関するアンケート調査

年3回のアンケート調査を行い、生徒が感じているストレスや人間関係の悩みを把握し、いじめの早期発見に努める。また、定期的に行うことでいじめ抑止を図る。

6 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることでいじめを受けた生徒を守り、いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの認知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を認知した場合は、直ちに対策委員会を開催し、聞き取り等の調査を行う。

② いじめの認知

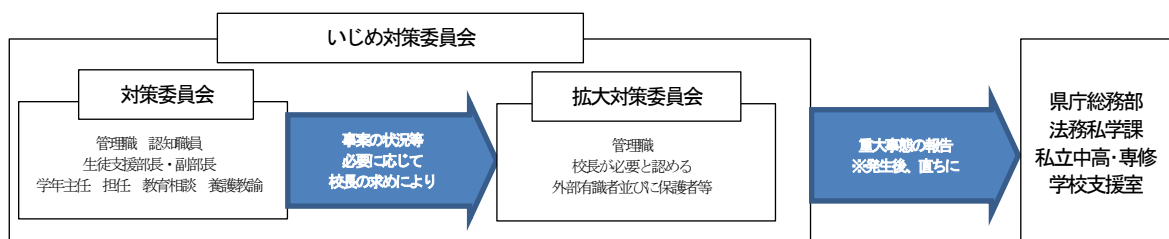
いじめの定義に従いいじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに次案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。

なお、認知したいじめがすでに終息したものであれば、学年主任や担任等によりいじめを受けた生徒・いじめを行った生徒への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに「法務私学課」に報告するとともに、連携して事案に対応する。

(3) 対応のフロー図



① 「対策委員会」の構成メンバーは次のとおりとする。

校長 副校長 生徒支援部長・副部長 学年主任 学級担任 教育相談係 養護教諭

※上記以外にその他校長が必要と判断した場合には、その都度必要な職員を加えることができる。

② 「対策委員会」の役割

- ・ 事件の概要把握 … 誰が いつ どこで 誰をどのようなことを
- ・ 事実関係調査計画 … いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、その他必要に応じて当該生徒以外の生徒および保護者への聴取やアンケート調査を実施する。
- ・ 警察への相談の可否判断
- ・ 事実関係の確認（認知）と法務私学課への第一報及び経過随時報告
- ・ いじめを受けた生徒、保護者への対応及びアフターケア計画
- ・ いじめを行った生徒への指導計画
- ・ 全校生徒への再発防止指導計画
- ・ 報告書の提出（終息）
- ・ 調査記録及び対策委員会議事録の作成と保存

③ 「拡大対策委員会」の構成メンバーは次のとおりとする。

「対策委員会」の構成メンバーに加えて、校長が必要と認める外部有識者及び保護者など。

7 いじめの解決・解消（再発防止の取組）

いじめを受けた生徒へのケア、いじめを行った生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の「解決」を図った後、最低3か月以上の経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断する。「解消」に至った時点で、重大事案については法務私学課に報告する。

8 職員研修

- 4 月 … いじめの定義、対応についての研修会、いじめへの対応力向上を図る研修会
- 毎学期 … アンケート調査結果に基づく現状把握と当面の課題についての研修会
- 3 月 … いじめ防止等の取り組みの課題、次年度の取り組みについての研修会

9 取組体制の点検及び評価について

(1) 「PDCA計画」の活用

「PDCA計画」の中の「生徒支援部」と「各学年」に、「いじめ問題への対応」を共通評価項目として掲げ、具体的目標・具体的方策を設定して取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取り組みの改善に生かす。

(2) 学校評価保護者アンケートの活用

2学期末に保護者に対して行う、学校評価アンケートの項目の中の『Ⅱ 学校教育について』の「7 学校は、規範意識を高め、豊かな感性を育てる教育活動ができていますか」「8 学校は、いじめや暴力のない学校づくりに取り組んでいますか」「11 教師は、生徒の悩みや相談に親身に対応していますか」の3つの項目について、その評価を外部評価として活用する。

※この基本方針は、平成26年10月2日から施行する。

令和6年2月27日一部改定。

令和7年4月1日一部改定。